

事例	箱根地区水道事業包括委託		
事業体名	神奈川県企業庁		
事業体の概要（2018年） 上段：神奈川県営水道全体、下段：箱根水道事業（上段の内数）			
事業形態	公営（末端給水）	給水区域面積(km <sup>2</sup> )	808 33
給水人口(人)	2,820,981 5,101	給水量(m <sup>3</sup> /日) (日平均)	871,031 6,954
水道普及率(%)	99.8 88.9	管路延長(km)	9,333,986 90,272
無収水率(%)	9.0 -	水道職員数(人)	639 -
水源の種類(箇所)	表流水（7箇所）・地下水（2箇所）・その他（伏流水3箇所,受水2箇所） 表流水（ 箇所）・地下水（ 箇所）・その他（湧水3箇所）		
水道料金(円)	1,990	（1か月10m <sup>3</sup> あたりの家庭用料金の場合）	
概要	<p>神奈川県企業庁（企業庁）は、民間企業の水道事業運営のノウハウ習得や実績づくりのため、箱根地区の給水エリアにおいて、水道事業の運営に係る業務を包括的に委託した。</p> <p>事業の1期(2014-2018年度)以来、受託者は箱根地区の水道事業を円滑に運営している。</p> <p>第1期を通して、神奈川県営水道箱根地区版の公民連携モデル（＝基本的な公民連携モデル）は構築できたといえる。</p> <p>国内の水道事業を取り巻く条件はますます厳しくなっており、公民連携による包括委託は、中小規模の水道事業者に解決をもたらす効果的な方法の一つと考えられる。</p>		
現状・課題	<p>国内の水道事業において、多くの中小規模水道事業者は、水道料金収入の伸び悩みに加え、老朽化した水道施設の更新費用の増加や、定年退職による熟練職員の減少を原因とする事業運営能力の低下などに直面している。</p> <p>この課題に対応するため、広域化や民間の活用が一部自治体で検討されている。</p>		

解決策・方策

このような状況の中で、神奈川県企業庁（企業庁）は、新たな担い手を育成し、自治体と民間が協力して水道事業を持続可能なものにするため、新たな公民連携モデル「かながわ方式」構築の取組みを始めた。

この取組みにおいて、企業庁は、民間企業の水道事業運営のノウハウ習得や実績づくりのため、水源から、送・配・給水管、料金徴収までを含んでいる箱根地区の給水エリアにおいて、水道事業の運営に係る業務を包括的に委託した。

この委託は、企業庁が水道事業者として事業を経営し、施設を所有し続けたまま、関連施設の運転・維持・管理、料金徴収、危機管理、施設更新の設計・施工・検査を含む水道事業を民間企業に包括的に委託するものである。

この委託方式は、これまで企業庁が行ってきた「一般的な委託」と「水道法上の第三者委託制度」を組み合わせている。第三者委託制度を活用することで、水道法に定められている責任を受託者が持つことになる。したがって、受託者は自らの責任において先進技術を活用することができ、効率的な事業運営を行うことが期待される。

事業開始後、企業庁は適正なモニタリングを行うための体制を整備し、設定した業務要求水準等に基づいて監督を実施している。

事業の1期(2014-2018年度)以来、受託者は通常業務から突発的な事象まで多岐に渡る業務内容に主体的に対応しており、箱根地区の水道事業を円滑に運営している。

令和元年度に実施した最終評価では、安心・安全・安定的な水道水の供給や着実な事業運営について、おおむね良好な評価を受けるなど、神奈川県営水道箱根地区版の公民連携モデル（＝基本的な公民連携モデル）は構築できたといえる。

受託者としても、従来の個別の委託方式では経験できない危機管理対応や施設更新工事等の業務も適切に実施することができ、これらの業務の内容についてマニュアル化することを通じて、水道事業運営の経験、ノウハウを習得することができた。

